

室内空気質配慮住宅認証制度(ケミレス)の概要

項目		内容	備考
対象住宅		戸建住宅、購入マンション、集合住宅	リフォーム物件は個別相談
認証制度利用価格		170,000円/1件・1か所測定 (155,000円/1件・1か所測定)	①条件により2か所でも認証 (価格255,000円) ②測定業者(指定分析機関) からの移動距離が100kmを越 える場合は別途費用加算
認証対象住宅		住宅品確法・住宅性能表示制度 6-1の等級3、6-2、6-3の取得又は施工住宅	
測定対象化学物質		ケミレスTVOCの対象化学物質	※次ページ参照
測定(空気採取)手法		ポンプ使用による30分間吸引採取(アクティブ 法)	厚生労働省の定める手順
測定者		指定分析機関	測定後に室内空気採取誓約 書を提出
空気採取サンプラー分析及び結果報告 者		協会指定分析機関(計量証明登録事業所)	測定後に室内空気採取誓約 書を提出
濃度判定基準		ケミレスTVOC濃度($\mu\text{g}/\text{m}^3$) S規準: 250以下 A規準: 400以下	
測定対象室(在室時 間や日照時間が長 い部屋を選定)	戸建住宅又は購 入マンション	最上階居室と階下居室の2室測定(子供室必 須)	認証申込者の希望により部屋 の追加は可能
	集合住宅	最上階南西居室と階下居室の2戸測定	
測定条件		1)測定時期 ①6月～9月の期間 ②上記期間以外の時期の場合、室温が 28℃以上か、暖房設備で室温を25℃ 以上に保てば測定可 2)測定時の条件 建物竣工後で、入居前家具なし・24時間 換気運転、測定時間は気温の最も高い 14:00～15:00の間	その他詳細は厚労省基準に準 拠
申込から施主(購入者)への報告ま での流れ		①指定分析機関から標準3週間で申込者また は施工者及び協会に分析結果報告書が送付 される ②協会から特認委員に診断所見書の作成を 依頼 ③測定者(健康住宅スペシャリスト)が採取誓 約書・報告書、配慮事項説明書を作成 ④協会が室内空気質配慮住宅認定証を発行 ⑤測定者(健康住宅スペシャリスト兼アドバイ ザー・KJK認定資格者)が施主(購入者)を訪 問して認定書類を説明・報告し手渡し	認証制度書類一式は協会がま とめて測定者に送付

ケミレス認証制度の室内空気測定要領

1. 測定項目

測定項目	測定方法	厚労省指針値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	定量下限値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
ホルムアルデヒド	HPLC	100	1
アセトアルデヒド	HPLC	48	1
アセトン※ ¹	HPLC	—	1
2-ブタノン※ ¹	HPLC or GC/MS	—	1
アクロレイン※ ¹	HPLC	—	1
プロパナール※ ¹	HPLC	—	1
トルエン	GC/MS	260	1
キシレン	GC/MS	870	3
スチレン	GC/MS	220	1
エチルベンゼン	GC/MS	3800	1
パラジクロロベンゼン	GC/MS	240	1
テトラデカン	GC/MS	330	1
T-VOC※ ²	GC/MS	—	1
ケミレス T-VOC※ ³	上記項目合計	250/400※ ⁴	—

※1：報告書結果表には記載しない項目

※2：エタノール以降ヘキサデカン前後までに検出したピーク面積の合計をトルエン換算にて定量。但し HPLC 測定成分はピーク面積の合計から減算する。

※3：HPLC 測定成分の個々の値と T-VOC 値の合計

※4：ケミレス基準（S基準 $250\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、A基準 $400\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

2. サンプリング方法

厚生労働省の示した標準的方法に従い、30分間の窓開け換気後5時間以上の密閉を行ない日中最も気温の高くなる午後2時付近で次の通りに捕集を行う。

カルボニル化合物はDNPH捕集管を用いて毎分1Lで30分間捕集する。捕集したカートリッジはアセトニトリルで抽出する。

VOC類は加熱脱着用の Tenax TA 捕集管を用いて毎分0.1Lで30分間捕集する。

3. 分析

a)カルボニル化合物

分析装置：HPLC

分離用カラム：ODSカラム、アミド系カラム等測定成分の分離・定量が可能なもの

（アセトン、アクロレインが分離できない場合は2成分の合計値として算出する。）

測定波長：360nm

b) VOC類

分析装置：加熱脱着 - GC/MS

ディソープ温度（時間）：280℃（10分）

分離用カラム：無極性カラム

スキャン範囲（m/Z）：43 - 400（下限はアセトニトリルを検出しないように設定）

4. 報告

a) 報告成分

報告成分および定量下限値は1項の表を参照とする。

b) 報告書記載事項

空気採取時の状況	空気採取場所
	空気採取担当者
	空気採取日時
	天候
	室内温度/湿度
空気採取条件	捕集管 カルボニル化合物/VOC類
	ポンプ機種名 カルボニル化合物/VOC類
	捕集流速 カルボニル化合物/VOC類
	捕集時間 カルボニル化合物/VOC類
	捕集量 カルボニル化合物/VOC類
カルボニル化合物分析条件	測定装置
	カラム
VOC類分析条件	測定装置
	カラム
その他	分析機関の捕集管受領日
	クロマトグラム添付不要

◎厚生労働省の示した標準的方法の見直しや技術の進歩に応じて、本測定要領も見直す。